

平成26年度第3回府中市子ども・子育て審議会 議事録

▽日 時 平成26年6月30日（月） 午後2時から3時53分

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第6会議室

▽出席者 委員側 鈴木会長、平田副会長、佐賀委員、臼井委員、長崎委員、井村委員、上條委員、木下委員、清水委員、田中委員、中田委員、中山委員、吉田委員、室委員（14名）

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、関根子育て支援課主幹、赤岩児童青少年課長、今永教育部長、酒井学務保健課長、山田学務保健課長補佐、横道健康推進課長、相馬障害者福祉課長補佐、宮崎地域福祉推進課長補佐、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、阿部児童青少年課放課後児童係長、青木葉学務保健課学務係長、加藤子育て支援課推進係長、徳永子育て支援課推進係職員、大内子育て支援課推進係職員（20名）

（株）アイアールエス

▽欠席者 若杉委員、加藤委員、坂田委員、藤原委員、横山委員、鷲尾委員（6名）

（開会）

事務局

皆さんこんにちは。委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成26年度第3回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

（※事務局 資料確認）

それでは、審議会の開催に先立ちまして、事務局より、3点ほどご説明をさせていただきます。

まず、1点目に、本日の委員の出欠状況について、ご報告いたします。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、6名でございます。なお、本日の会議は、委員20名のうち、14名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第7条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目に、本日の審議会の傍聴ですが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、6月21日号の「広報ふちゅう」および市のホームページで募集をいたしましたところ、5名の応募があり、すでにご入場いただいております。

最後に、本日の審議会の進め方について、会議次第のとおり本日の議題は3件となっておりますが、時間配分の予定について、あらかじめご説明させていただきます。

（1）教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準については、前回審議会からの継続審議となっております。午後2時00分～午後2時40分までのおおむね40分程度を予定しております。

次に（２）学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項については、事務局の説明と、簡易な質問のみとし、次回第４回審議会へ継続審議とさせていただきます。時間配分といたしましては、午後２時４０分～午後３時１０分までのおおむね３０分程度を予定しております。

次に（３）平成２５年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等については、事務局からの説明及び質疑応答とし、時間配分といたしましては、午後３時１０分～午後４時までのおおむね５０分程度を予定しております。

なお、時間配分につきましては、審議の状況によって前後することもありますので、あくまでも目安ということで、ご承知おきいただければと思います。

それでは、議題に入りますが、前回までの会議と同様に、発言する際のマイクの使用について、ご協力をお願いいたします。それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

（次第１ 議題（１） 教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について）

会長

皆様、こんにちは。

まず、議題の「（１）教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について」、前回に引き続き、ご審議いただきたいと思います。前回、事務局の方から丁寧にご説明ありました教育・保育施設、地域型保育事業について、ご質問、ご意見をまだ十分にいただいておりますので、委員の皆様から事前に事務局へあげていただくようお願いしておりましたが、５人の方から質問をいただいているとのことです。まず、５人の方から順にご披露いただいて、事務局からご説明いただくようにしたいと思います。それが終わって、さらに質問したい方がいらしたらぜひお願いします。それでは、委員からお願いします。

委員

６月１２日に私立保育園長会を開催し、基準の説明を行ったのですが、園長会で出た質問をまとめましたので２つ質問させていただきます。１点目は、資料２９－２で、国基準に上乗せした基準と従った基準について、内容が複雑なため、もう一度ご説明いただけますでしょうか。

もう１点は、資料２９の地域型保育事業の件で、市の認可事業として新しく保育事業が始まりますけれども、その課題について教えていただきたいと思います。

事務局

１点目の国基準に上乗せしたもの、国基準に従ったものにつきましては、国の基準に対しまして、本市における既存事業の運営状況や関連する現行規程を踏まえて、上乗せすべきと判断した規定につきましては、本市独自に上乗せ規程を行っているものでございます。具体的には「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）」におきまして、既存の家庭的保育事業の現行規程を踏まえて保育者の資格、職員数について、国基準に対して上乗せをさせていただいております。

一方で国における新制度の趣旨や検討の経緯などから、国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がない場合については、本市独自に上乗せ規定を行わず、国の基準どおりとしております。具体的には、「特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）」において、新制度により新たに設計された制度を定めるもののため、本市独自の上乗せ規定をせず、

国基準に従った形をとっております。

2点目は、市の認可事務として地域型保育事業が始まるということについて、その課題ということでございますが、基本的には連携施設の設定をしなくてはならないことが課題であると考えております。現行の家庭的保育事業は、認可保育所が連携保育施設ということで、個人というよりも保育所がしっかりと委託をして事業を展開させていただいております。連携施設につきましては、集団保育、体験をさせる機会の提供、事業者に対する後方支援、保育士が病気などで保育ができない場合の代替保育、卒園後の受け皿確保など多くの協力が求められるもので、その辺りが課題だと認識しております。

会長

委員、今の説明でよろしいでしょうか。

委員

はい。ありがとうございました。

会長

それでは、次に委員からのご質問はいかがでしょうか。

委員

資料29-3ですが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）」の2ページ目、運営に関する基準、「(9) 小学校等との連携」というところで質問させていただきます。私ども社会福祉協議会でも、現在様々な形で見守りなど地域支援を活用しながら、地域での役割を担っていくという構想を持ち合わせておまして、第3次地域活動計画を策定中でございます。そういった観点から質問したいのが、小学校と連携について、幼稚園、保育所、小学校が連携するといったくだけりがあり、こういった形で切れ目なくお子さん方の育みが行われるということで重要な項目だと拝見しています。保育所や幼稚園を卒園されてから、小学校入学の際に継続的に接続が図れるように、密接な連携を図ると書いてありますが、現在それぞれ幼稚園、保育所がどのような連携を図られているのか、そうではないのか。図られているのであれば、具体的にどのような取り組みを行っているのかお聞かせいただきたいのが1点目です。

2点目は、実際こういった新制度施行にあたり、基準を行政側が定めるにあたって今後小学校との連携についてどのような考えを市として持っているのか、例えば現状の連携状況維持なのか、さらには拡充する事を想定しているのかお聞かせいただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。現在の幼稚園・保育所と小学校との連携について具体的にどんなことをしているのか、また今後、市はどのように考えているのかという2点です。お願いします。

事務局

まず、公立・私立の保育所についての小学校との連携ですが、平成21年に保育所保育指針が改定になっております。それまでは小学校とは際だった形では連携は図っていなかったのですが、

保育所保育指針の中でしっかりと子どもの育ちを支えるというところで資料送付を行っています。それは保育要録というもので、今保育所に入られているお子さんのいろいろな状況を小学校にお伝えして、連携を図っているというのが、現在公立・私立保育所で行っているものです。普段では、小学校のお子さんが遊びに来られたり、逆に保育所の子どもが自分の入学先の小学校の見学をさせていただいたりということをしています。

事務局

公立幼稚園についてお答えします。公立の小学生による幼稚園行事への参加のほか、年長児の給食交流会や試食会、運動会への参加や授業参観、総合的な学習での関わりなど小学校と幼稚園の双方による交流事業を実施しています。また幼稚園卒園時の指導要録の提出などを通して義務教育への円滑な接続を行っているところです。

事務局

私立幼稚園では、それぞれの園によって取り組みは変わってきますので、代表的な取り組みとしまして、副会長の方から事例をお願いします。

副会長

ご指名いただきましたのでお答えします。まず公立の幼稚園と小学校との関係とはかなり違う部分が私立にはあります。具体的には、子どもが小学校の入学式に祝電を出す小学校、つまり卒園児が入学した小学校が、平成25年度は31校ありました。10人以上入学する小学校が10校くらいございます。公立の幼稚園と小学校のように、園長と校長先生が同一であるということではないため、自ずと連携の仕方が違ってくる部分があります。まず公立と同じところでは、法律で決められている指導要録抄本の送付、もしくは、指導要録のコピー、写しの送付もOKになっていますが、これを送付しています。それから、近隣の小学校から子どもの様子を入学前に、指導要録抄本の送付もいたしますが、もし先に教えて頂ければということで聞き取りをしに来られる小学校が、去年は7校、内訳は府中市が4校、調布市が3校ありました。あとは、公立・私立保育所、公立幼稚園と同じことですが、運動会の交流や、小学校を訪問し案内していただくこと、小学生が町探検で遊びに来たりなど、日常的な交流はあります。近隣の南白糸台小学校とは校長先生、副校長先生、先生方と顔なじみで1年に何回かはお酒を飲んだりするような人間関係があります。市が主導して幼小連携みたいな話し合いをすると私立の幼稚園・保育園の方々が異口同音におっしゃるのは、最終的には人間関係、行けばお茶をだしてくれるような関係をいかに作るかという話をよくしているところです。

事務局

2点目のご質問について、今後の幼稚園・保育所と小学校の連携につきまして国から参酌すべき基準として示されたものを先日お配りしました。基準案に記載したところがございますが、今後の地域での教育・保育支援に関する内容について関わる部分でもあり、また、それぞれの方からご回答いただいた内容をすりあわせる必要もありますので、今後新しい計画の中でも詳細を検討してまいりまして、計画の報告の際に改めてその方向性についてはご説明させていただければと思います。

会長

市の今後の展開の方向についてはまだ定まっていないということでした。委員、よろしいでしょうか。

それでは、委員、お願いいたします。

委員

私立幼稚園や個人立幼稚園の説明会等によく質問が出る内容について、幼稚園に関わる立場から2点質問させていただきます。1点目が、資料29-3、1ページにある運営に関する基準の「(2) 応諾義務」ですが、申込みは正当な理由がなければ拒むことができないとありますが、正当な理由とは何でしょうか。

2点目が同じく資料29-3、1ページ1の方の利用定員に関する基準の「(1) 利用定員」について、認可定員の範囲内で利用定員を定めるとされていますが、現在の利用者が認可定員を上回っている場合は、どのような対応になるのでしょうか。年度ごとに児童数の波があるのですが、利用定員はどのように定めるのでしょうか。

会長

応諾義務の正当な理由と定員について、説明をお願いします。

事務局

まず、応諾義務の考え方ですが、正当な理由の1つめは、定員に空きが無い場合でございます。2つ目は、定員を上回る利用の申込みがあった場合でございます。3つ目はその他特別な事情がある場合などを基本としています。定員を上回る利用申込みがあった場合は、各園で選考を行う事が可能ですが、抽選、先着順、建学の精神など設置者の理念に基づく選考などの方法により、あらかじめ選考方法を明示した上で行うことが求められます。その他特別な理由がある場合というのは、特別な支援が必要な子どもの状況と施設の受け入れ体制との関係や、利用者負担の滞納との関係、設置者事業者による通園の標準地域、つまり園バスと通園との関係、保護者とのトラブルの関係といったことが特別な事情ですが、今後詳細が国から示される予定であります。

次に、利用定員に関する基準につきましては、保育所も同じですが、認可定員の中で市町村が設定することとなっています。実際の利用状況が認可定員を下回っている場合についてはその状況を反映した利用定員を定めることとなります。利用状況が認可定員を上回っている場合は、認可定員の範囲内で定員を定めるのが原則であるため、認可定員の変更を行うこととなります。ただし、利用定員を上回る受け入れについては、国の方で公定価格と合わせて検討することとされています。今やっと、公定価格が仮で示されたところがございます。その中で、府中市が定員の弾力化や待機児童に果たしてきた役割、年度途中の利用者の増減も踏まえて今後検討する予定でございます。

会長

委員よろしいでしょうか。

それでは、次に委員、お願いいたします。

委員

質問の前に委員の皆様にも、認識がない方もいらっしゃると思いますので、確認をさせていただきます。私は府中市の認証保育所の代表としてここにいます。府中市には15の認証保育所があり、500人の定員です。東京都全体でいうと700の認証保育所があり、定員は2万4000人で、保育に対しては貢献していると自負しています。今回の新制度に関して、認証保育所が国の制度に位置づけられることを期待してここに参加させていただく訳ですが、今回決まった内容では認証保育所は新制度の対象外ということで、今後も変わりそうもない状況です。認証保育所制度そのものを国制度として受け入れるという意味ではということですが、認証保育所にも定員の種類がございまして、府中市でいうとほとんどの施設が30人以上の定員です。19人以下の小規模保育施設ではなくてももう少し大きい施設になるのですが、そうすると、通常の認可保育所になるのが現実的です。認定こども園などもあります、その辺は別として。そうすると今回の制度で変わるわけではなくて、今までの制度の中で認可保育所になるかどうかということ、がっかりしているところです。当面はどこの認証保育所も、認可保育所に手を挙げるというより、様子を見ている状況です。認証保育所の制度はなくなりませんので、ずっと継続していきます。

ここで質問ですが、1つ目は、このまま認証保育所が今のまま存続すると、新しい制度における連携施設の設定が認可保育所だけでは難しいとなった時に、認証保育所への協力依頼などを考えられているかどうかということです。

2つ目は、認証保育所の中には認可になりたいと思っている園もあるわけで、認可保育所になりたいと手を挙げた場合に、市としては積極的に支援、後押しをしていただけるのかどうか。単純な問題ではないと思いますが、どういうスタンスでしょうか。認証保育所は都の制度です。都の課長に同じ質問をしてみたところ、都としては手順のようなものは考えているが、市区町村が主体なので、そちらに相談してくださいと逃げられてしまいました。市区町村の判断がキーになっています。市としては、積極的に後押しして相談にのっていただけるものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

会長

この審議会の中でも一番重要な幼稚園と認可保育所の間で挟まれて、認証保育所はこれからどう活動を見出すかというところで厳しい状況です。府中市のスタンスはいかがでしょうかということですが。

事務局

1つ目、連携施設についてでございますが、基本的には卒園後の受け皿以外にも、合同保育、代替保育、多くの協力が求められるということで設定しなければならないという課題があるということは先ほどご説明をさせていただきましたが、連携施設として設定できる施設は、国の制度上、認可保育所、認可幼稚園、認定こども園に限られています。認証保育所に協力を求めるかどうかということについては、現時点では協力は求めないと市では判断してございます。ただ、認証保育所については、しっかりと議論していかないといけないのではないかと認識しております。

2番目に認可保育所への移行を希望される場合の府中市のスタンスでございますが、制度が大きく変わろうとしているなかで、私立保育園、私立幼稚園には、園長会などの場をお借りしてご説明させていただいているところですが、今後、認証保育所連絡会のほうにもご説明させていただく機会を設けさせていただき、そこで市の考え方をご説明し、また認証保育所からの考え方を受け止めながら議論をさせていただくこととなります。今後の大事な確保策に繋がるところでございますので、しっかりと議論をして、審議会にも報告をさせていただきたいと思っています。

会長

納得のいかないところがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。認可に移行したいという時は市がバックアップしてくれるかというご質問には、不十分な回答だったと思いますけれども。

委員

「分からない」という回答だと受け止めました。

会長

分からないということが分かったということですね。待機児童解消など認証保育所の貢献度からすると、なかなか分かりという感じでございます。

最後に委員からお願いします。

委員

私も子どもが幼稚園に通っておりますので、知りたい部分を質問させていただきます。資料29の3ページ、上から2行目の下線が引いてある文章で、「施設及び事業者は、教育・保育に関する情報の報告及び公表に対応する必要があります」という記載がありますが、報告や公表をする内容というのは具体的にどういった内容なのか、教えていただければと思います。

事務局

教育・保育に関する情報の報告及び公表については、まず基本情報として法人の名称や所在地のほか、園舎園庭の面積などの設備の状況、職種ごとの職員数や勤続年数、経験年数の職員の状況、在籍する子ども数や利用定員、開所時間などが対象となっております。また運営方針、教育・保育の特徴、選考基準、相談などの対応の取り組み状況、事故発生時の対応などが対象になっております。情報がすべて横並びに開示されるということで、保護者が施設などを選ぶ一つの基準になるもので、大きな意味を持つ情報公開になるのではないかと認識しております。

会長

委員よろしいでしょうか。事前にいただきました質問と、事務局からのご説明いただきました。

それでは、この質問に以外にもご質問がありましたら、お願いします。

無いようですので、次の議題に進みます。

(次第1 議題(2) 学童クラブ(放課後児童クラブ)の改正事項について)

会長

それでは次に、議題の「(2) 学童クラブ（放課後児童クラブ）の改正事項について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

（※ 資料30「府中市における主な放課後対策事業」、資料31「府中市立学童クラブ条例の改正等について」について説明）

会長

今回の新制度のなかに位置づけられた学童クラブについて、また放課後こども教室についてご説明いただきました。これについての審議は次回ということにしまして、今回は事務局からの説明、放課後関連事業の全貌をご理解いただくということにしたいと思いますが、せっかく、放課後子ども教室の関係ということで委員がいらしているので、一言いただきたいと思います。

委員

来年度から、1年生から6年生の小学生全員が学童に参加できるというお話を伺っていますが、現状は児童1人あたり平均床面積1.66平米とのことですが、人数が増えた場合に受け入れられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

事務局

昨年度の審議会で、市民意向調査結果に基づくニーズ量を提出させていただきましたが、高学年について概ね800人台後半のニーズがあるとの結果でした。それを単純に22の学童で割るとおよそ1つの学童クラブで40人が増えるということになりますが、この調査結果と、学童クラブに入会している人を対象に別に実施した調査の結果との間で、開きがあるのかなと思っております。平成26年4月の児童の入会数は1,798人、これは障害のあるお子さま含めてのデータでございます。そのうち3年生が447人です。4～6年生になって急に希望して入会してくる方がいないとは思わないのですが、仮にこの447人が全部希望されたとしても、100人くらいは3年生でお辞めになる方もいらっしゃるので、800人は現実的な数字ではないと思っています。もし受け入れをするとすると、現在の学童クラブの施設の中ではなかなか受け入れは難しいと思っています。施設の有効活用も含めてどういったことができるか検討している所です。

会長

よろしいでしょうか。市民意向調査では、「あれば利用したい」とか「仕事をしたいから学童があればいいな」という人もみんな、利用意向ありと回答しているということで、ニーズ量が実態に即していないということと、3年生で減る事も多いですし、4～6年生は放課後まで学校にいるより、外でのお稽古ごとに行くという実態もあるので、足りなくなるとしても実際にどのくらいの数になるかはまだつかめないということです。

その他ご質問、ご要望がありましたら、次回審議会までに事務局の方に個別にお寄せ下さい。学童クラブにつきましては、本日はここまでとさせていただきます。

(次第1 議題(3)平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について)

会長

それでは、最後の議題に入りたいと思います。議題の「(3)平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(※ 資料32「平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等」、資料32-2「平成25年度府中市次世代育成支援行動計画事業の実施状況と評価等のポイント」について説明)

会長

膨大な量の説明をいただきましたが、目標値を達成していない事業についてピックアップして読み上げていただきました。100%受診して欲しい健康診断等は目標に到達しなかった事業として説明があったということです。なお、その他の大半は、目標値を達成しているとご理解いただいて、読み上げた事業については現実的に実態としては目標達成が厳しかったけれども、目標と大きな差異がない事業がほとんどでございます。

事務局

訂正させていただきたい箇所がございます。資料32の127ページ、目標3「保育サービスの充実」の評価指標の、項目2の認可保育所待機児童数のうち、平成25年度実績について、233人を181人に訂正をお願いいたします。

会長

それでは、この事業に関しまして全般的にまたは個別の事業についてでも結構です、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

委員

128ページの「次代を担う人の育成と教育の充実」のうち、項目4の英語教育に関することですが、何年か前に、確か小学校1年生からだったと思いますけれど、小学校で英語が導入されて、茨城県では小学校で週に1回オーストラリアから先生が来てやっていると聞いたことがあります。府中市では3年生からでしょうか。全国で異なるのでしょうか。

事務局

本日、この項目について担当している所管課が出席しておりませんので、事前に事務局の方で担当課に照会した際には、3・4年生で18時間、5・6年生25時間という回答がきております。1・2年生については改めて確認しまして、次回、回答させていただければと思います。

会長

目標は35時間と掲げておりますし、平成25年度は一応達成したということですね。府中市はクリアしていたということだと思いますが、文部科学省の基準だとどうなのか、ということについても、次回、回答をお願いいたします。

副会長

先ほど、ご意見のあった認証保育所の件ですが、子ども・子育て新法はある意味認証保育所を無視しているということですが、東京都と府中市の腰が定まらないというのは気に入らないですね。15か所500人の人数の子どもたちが集まっています、その方向性が都も府中市も決まらないというのは失礼極まりないし、資料32の56ページには新規・重点事業として記載がありますが、結果として認証保育所をどうしていきたいとか、どういう形になって欲しいとか、現状のままだったらこういう支援をするという具体策が全くなくて、委員をはじめ認証保育所がみんなやめてしまったら、500人が路頭に迷うわけですよ。それぐらいのことなのだから、ぜひお知り合いの政治家でも後押ししてやらなければダメですね、と思いますし、認証保育所を都と府中市が無視しているような、新規・重点事業程度で書いているのはおかしいと思います。感情的な意見です。

会長

委員も何かご意見がありそうですが、よろしいでしょうか。まずは、事務局からお願いします。

事務局

ただ今の副会長のご意見につきまして、私どもといたしましては、以前の審議会に、新制度にかかる今後の府中市の考え方をお示ししております、現状、認証保育所については待機児解消を担っていただきたいというのが基本的なスタンスでございます。そのスタンスの中で、今後需要をふまえた確保方策を審議会のご意見もいただきながら、待機児解消そして幼保一体化、教育と保育の総合的な施設の提供、それらについて認証保育所に担っていただく役割を定めていきたいと考えているところでございます。

会長

決して無視をしているわけではなく、今後は都議会でも認証保育の役割や貢献度について評価していただきたいということだと思いますが、委員、何かございますか。

委員

我慢して黙っていたことを、副会長がおっしゃってくださったところもでございます。今まで市の方とお話しさせていただいて、どうやって待機児童を解消していくか、特に人数と年齢については難しく、認証保育所を含めて考えていきたいというお話で、私は一緒になってやっていけると信じています。もう一つ、財政の問題で認証と認可の格差という問題があります。これも粘り強く、お話をさせていただきたいと思っています。

会長

幼稚園と認証保育所についても、今度の新しい子育て支援法では連携して協力してやっていかなくてはならないということですね。

保育所が整っていれば仕事をやめなくてもよかったという数値、資料32の「目標3 保育サービスの充実」の項目7のところですが、これも目標に達していません。やはり、乳幼児の待機児童数はここ十年くらい重要な課題で、認証保育所の方達が担う役割は、東京や横浜ではまだまだ期待されています。ただ、全部がすぐ認可に移行できるかというところは難しいということで、ここが市の行政の役割ではないかと思いますが、今後の流れをみていきたいと思います。

この議題につきましても、もし個別のご意見があれば、次回までに事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、次第「2 その他」について、事務局から説明をお願いします。

(次第2 その他)

事務局

次回の日程を確認させていただきます。本日、開催通知を配付させていただきましたとおり、次回審議会は7月18日(金)の午後2時から、場所は市役所西庁舎の3階の委員会室とさせていただきます。普段の会場とは別の場所になりますので、ご注意くださいと思います。内容は、学童クラブ関係についての継続審議と、本日3つめの議題、次世代育成支援行動計画の進捗状況の関係でもご意見等があれば、それを継続させていただきたいと思っております。あわせて保育の必要性の認定、教育・保育給付にかかる利用者負担の方向性について、議題とさせていただきます予定です。

会長

それでは、次回までの間に、ご意見・ご質問があれば事務局にお寄せいただきたいと思います。副会長から最後をお願いします。

副会長

今、事務局のみなさんに認証保育所の件で失礼なことを申しあげましたが、実は明日、府中市の私立幼稚園協会のために勉強会を開いていただくこととなっており、公定価格の算出や質疑応答もして下さるということで、幼稚園にはとても手厚くしていただいております。願わくば、認証保育所を利用するだけ利用しておいて捨てることはない、という発言が聞きたかったです。以上です。

会長

幼稚園、認証保育所ともに、府中市の子育てを担う大きな団体でございます。認証保育所の今までの貢献をふまえて、いい形で府中市も認めることになると思いますし、認証保育所の方々にこれからも頑張っていただきたいと思います。

それでは、2時間にわたりご審議いただきました。これで閉会とさせていただきます。次回またよろしく願いいたします。

以上